平成 22 年 11 月 22 日

各　　位

会社名 旭テック株式会社
代表者名 代表執行役社長 入交 昭一郎
（コード番号：5606　東証第 1 部）
（問合わせ先）執行役経営企画部長　神谷　明
（TEL：0537-36-3103）

米国 PBGC から当社に対する訴訟提起について

当社は、以下のとおり、平成 22 年 11 月 12 日（米国東部時間）付で、米国 PBGC より訴訟を提起されたことが判明しましたので、お知らせいたします。

1.　訴訟の提起

Pension Benefit Guaranty Corporation（「PBGC」。1200 K Street, N.W. Washington, D.C. 20005-4026。取締役 : Joshua Gotbaum）は、米国従業員退職所得保証法（Employee Retirement Income Security Act of 1974。「ERISA 法」）に基づき支払保証制度を運営管理する米国法人であり、PBGC の当社に対する訴訟は、当社の米国子会社であったメタルダイン・コーポレーション（「メタルダイン社」。平成 21 年 5 月、米国破産法第 11 章（チャプター11）に基づき更生手続きを申請。）における退職年金制度に関して、米国連邦裁判所において提訴されたものです。

2.　訴訟の内容

この訴訟は、訴状によれば、当社の子会社であったメタルダイン社の退職年金制度に未積立金等が存在しており、メタルダイン社の倒産に伴う退職年金制度の解約により、ERISA 法に基づき、メタルダイン社の「支配グループ」であった当社が、メタルダイン社の退職年金制度（支払保証制度）の管理者たる PBGC に対して当該未積立金等につき支払義務を負担する旨主張するものです。

なお、訴状によると、当社に対する請求額は、①退職年金制度解約に伴う未積立金支払債務約 135,200,000 米ドル（及び支払日までの利息）、②退職年金制度の解約プレミアム約 40,391,250 米ドル（及び支払日までの利息）並びに③この訴訟に係る PBGC の費用です。

3.　今後の見通し

この訴訟にかかる訴状は、米国の裁判所に提出されましたが未だ当社への正式な送達はなされておりませんが、当社は、PBGC の主張には根拠がないものと思料しております。

そのため、当該提訴による当社の当期（平成 23 年 3 月期）の業績予想について現時点で直ちに修正する予定はございません。

以上